

参 考

【根拠法令】

大津市旧大津公会堂条例

第 4 条

3 指定管理者は、ホール等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

【基準法令】

大津市旧大津公会堂条例

第 4 条

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホール等(備品を含む。)を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他旧大津公会堂の管理上支障があると認められるとき。

大津市暴力団排除条例

第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。